

ふるさと亀岡まちづくり 応援 交付金

亀岡のまちを

より良くするために活動する団体を

応援 しませんか？



亀岡市で、よりよいまちづくりのために活動する NPO などの **市民活動団体を応援するための寄附を募集**します。

○あらかじめ制度に登録している団体の中から、応援したい団体を指定して寄附をすると、寄附額の7割が団体への交付金に、3割は亀岡市が実施する市民活動支援事業に活用されます。(団体を指定せずに寄附をした場合、全額市民活動事業に活用されます。)

○寄附をした金額はふるさと納税の制度により税控除の対象となります。

住んでいる人も、ふるさとを離れた人も、亀岡のために頑張っている人たちの応援をよろしくお願いします！

※この制度では、返礼品はありませんのであらかじめご了承ください。



この制度を使って寄附を募集する団体の登録申請を受け付けます。

募集期間 令和4年4月8日～令和4年5月20日

主な団体要件 非営利／地域の課題解決に関する公益性の高い事業を実施／
構成員 5人以上で半数以上が亀岡市民／定款、規約または会則を定めている／
市内に事務所または活動拠点を置き、主に市内で1年以上活動をしている など

対象事業要件 主に亀岡市内で実施する事業／施設等の建設や整備を主な目的としない事業 など

寄附募集期間 令和4年7月～最大令和6年12月末まで希望できます。

申請からの流れ 登録申請→登録決定後寄附募集→市から寄附実績に基づく交付限度額の通知
→交付申請→交付決定後事業の実施(希望する場合、一部を先払い)
→実績報告→市から交付額の確定→精算

注意事項 登録団体の運営に必要な経常的な経費や、役員への報償、
参加者への給付を目的とするものなど、対象外となる経費があります。

集まった寄附金は翌年度以降に交付金として交付します。寄附実績によっては交付額が0となる場合があります。

詳しい内容や申請方法については

『ふるさと亀岡まちづくり応援交付金 登録団体募集要項』を必ず確認してください。

登録団体募集中!



お問い合わせ 亀岡市役所 市民力推進課 0771-25-5002